工ノ守リヲ厳重ニシ[illegible]十三才ニ至ルモ未タ掛ヲ許サレス当人又掛ヲ免セラルヽニ至ル迄就
業セシメ十四日ヨリ一斉同盟罷業ノ挙ニ出テタリ。
山路但シ之レカ為女工掛厳重ニ処置ヲ述ヘ十六才女工掛ト為スモ当二十才以下ヲ為シ
就業セシメタルモ今日ニ於テハ女工掛ヲ為サシメハ工夫等ハ罷業ヲ為スト云フ
就業ヲ全員ハ稼業十六才女工掛ヲ除テ無事ヲ解決セリ。

(四)、(九)　浅田製糸工場、（七、一九、七、一九）
所在地、長野縣諏訪郡平野村
従業者数、　男一二五名　女七三二名。
参加者　男三名。
罷業原因
本工場職工ハ近時日本労働總同盟諏訪支部ニ加盟セル者漸時
増加シツツアリ工場主ハ之ヲ防止セントシテ加盟セシ工女ヲ解雇シ工場ヲ外ニ移ス
勤メ命シタル者ハ七月十九日以後之ヲ要求セリ左ノ要求ヲ提出セリ。
一、我々ハ従前通リ労働總同盟ニ加入スルコト
二、同盟員タルカ故ニ解雇セサルコト
三、理由ナク低下セサルコト
四、不就業ノ所有者工場ノ外借追ハ解雇セシメサルコト
五、前記要求ハ工場側ニ於テ承諾ノ件ニ継續スルコト
七月十九日以前ノ三名解雇ノ勤メ命ヲ受ケタルモノ工場主ハ今見ヲ撤回ノ修業
要求ハ全部承認無事解決セリ。

(四)、信光館丸茂製糸工場（七、一九、七、一九）
所在地、長野縣諏訪郡玉川村
従業者　男二七名　女二四七名。
参加者　女一六四名。
罷業原因

財團法人協調會